様式Ｃ－１９

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成２４年　６月２３日現在

機関番号：３６２０１
研究種目：基盤研究（Ｃ）
研究期間：２００９～２０１１
課題番号：２１５３０８６０
研究課題名（和文）戦後日本の教員処分をめぐる総合的研究②－教育公務員の分限処分を中心にして

研究課題名（英文）Synthetic research concerning Japan's teacher disposal after the war②－Around the dismissal disposal of educational public servants

研究代表者
元井　一郎　（motoi ichiro）
四国学院大学・文学部・教授
研究者番号：９０２３９５７５

研究成果の概要（和文）:
本研究は、1951 年の講和条約発効以降の教員処分に関する政治社会構造の観点から分析検討を行なったものである。研究の過程において、私たちは当該時期を、1956 年を画期として前半期と後半期に区分した。画期を 1956 年に設定したのは、後述するように「地教行法」（地方教育行政のための組織運営に関する法律）の制定を機軸とする戦後地方教育行政制度の変容と新たな構造構築の基点であると考えたからである。
前半期は、占領政策終結後の教員処分の構成を当時の政治経済構造との関連において検討を行った。周知のようにこの時期は、東西冷戦を背景に政治的な教員処分が実施されている。こうした動向は、占領期における処分構造と同様であり、主要な処分手法として教員公務員の分限処分が多用されていた。こうした構造の史的展開を通じて、戦後の行政組織は、戦前的な組織の再編を実行し新たな組織編成を行ったのである。まさに、地教行法は、新たな地方教育行政の組織実態を反映する法的な画期だと指摘できる。もう少し行政組織内的な編制で敷衍すれば、戦前の内務行政とそれを掌握する内務省的な教育行政、とりわけ教員支配を、内務省解体後の新たな行政組織の中で確立したことを意味するのである。指摘するまでもなく、内務省的な支配編制は、単に強権的支配だけでなく、経済財政構造に立脚する効率的な支配構造をも意味する。まさに 1956 年は、こうした内務省的支配の構造が、より経済財政構造と、換言すれば大蔵省的な財政配分を機軸に中心を異動させる画期であると指摘できる。したがって、本研究における歴史区分としての後半期は、そうした財政構造を機軸とした新たな教員の支配構造を、そして教員処分を実行した時期といえるだろう。こうした地方教育行政の変容を例示する事件として、佐賀県教組事件を挙げることができるだろう。本研究の視点からいえば、1956 年の「地教行法」（地方教育行政のための組織運営に関する法律）の制定から 1958 年「標準定数法」（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）制定に至る過程、つまり戦後教員処分体制が地方教育行政の中心である教育委員会を基軸に新たな体制を構築する過程に重複するものである。その意味で、佐賀県における県財政逼迫にともなう教員馘首あるいは給与削減という教員処分の実施過程は、その実施における行政的政治的背景が大きく作用する。その後、勤務評定政策の実施の前段となる佐賀県の教員処分に係る実施体制は、偶発的に構築されたものではない。少なくとも、県教委教育長人事などを概観すれば、文部省を中心とする

地方教育行政体制の構築という政策意思が概観できる。今回の研究期間で実施した、高知県の勤評闘争に係るインタビューや佐賀事件の当事者へのインタビューを通して大きな史実調査における成果を得た。さらに言えば、こうした教員処分体制の構築は、戦前の内務省が支配・所管していた地方教育行政を文部省が肩代わりする体制への転換に係って実行されたと指摘できる。こうした点は、他の都道府県における教員勤務評定をめぐっての闘争に関する調査を実施し、改めて立体的な検討が必要であることが課題として明瞭となったと指摘しておきたい。

研究成果の概要（英文）:
The purpose of this study is analyzed from the point of view we make a study of political and social structure on the disposal of teachers since the peace treaty came into effect in 1951. In the course of the study, we were divided into the first half and second half of the year 1956 as an epoch, the period in question.

During the first half, were examined in the context of the political and economic structure at the time the configuration of the disposal of teachers after the end of occupation policy. As is well known, this time, the Japanese government has conducted against the backdrop of political disposition faculty Cold War. This trend is similar in structure and disposition during the Occupation, disposal Dismissal of civil servants teachers has been frequently used as a disposal method main. Needless to point out, the Ministry of the Internal Affairs curriculum dominance is not only to mean simply authoritarian domination, but also an efficient governance structure to structure economic and fiscal stance. In 1956, we pointed out that the structure of domination Ministry of the Internal Affairs, more economical and financial structures, it is an epoch to be transferred to the center axis of the Ministry of Finance financial allocations in other words exactly.

Therefore, as in history, in the second half of the present study, it could still be said that time and you run the disposal and faculty, the faculty governance structure of the newly-axis and such a financial structure. We are thinking and are duplicated in the process of building a new system to cornerstone the Board of Education faculty postwar disposal system is the center of the local educational administration.

At least we should overview the prefectural board of education and human resources superintendent of schools, policy-making system that the local educational administration building of the Ministry of Education with a focus on possible overview. Moreover, Establishment of disposal of these teachers, the Ministry of Education Ministry of the Interior on behalf of the local educational administration before the war had been, namely control and jurisdiction We can point out in relation to conversion to the system, had been executed. I would like to point out about these points, we conducted a study on evaluation work over the struggle of teachers in other prefectures, and issues that became clear as it is necessary to consider structural anew.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合　計
平成２１年度	８００，０００	２４０，０００	１，０４０，０００
平成２２年度	６００，０００	１８０，０００	７８０，０００
平成２３年度	６００，０００	１８０，０００	７８０，０００
年度			
年度			
総　計	２，０００，０００	６００，０００	２，６００，０００

研究分野：教育学
科研費の分科・細目：
キーワード：
(1)教員処分 (2)勤評闘争 (3)地方教育行政法 (4)教育委員会 (5)標準定数法 (6)内務省 (7)教育政策

１．研究開始当初の背景

本研究は、既に蓄積してきた日本占領期の教育改革と教員処分の実態の整理を行いつつ、戦後公務員制度改革に関わって、戦前との連関を調査検証することを主眼とした。
特に教育委員会法から地教行法（地方教育行政のための組織運営に関する法律）制定の制度変化に伴う教員処分実態あるいは地教行法制定以降の教員処分に関する基礎的史資料の収集を行うひつようを痛感していた。
教員処分を基軸とする教育制度の変更、とりわけ教育委員会制度の変更と教育行政システムにおける教員処分のあり様ついての検証仮説を確認することもひとつの課題であると認識していた。

２．研究の目的
研究においては、主として教員処分の戦前的な構造がどのように戦後の教育法制において位置づいてきたのかを明らかにすることを第一の目的としていた。同時に、戦後教育行政の基本構造である教育委員会制度と教員処分がどのように関連していたのか。併せて、**1950** 年代の都道府県における財政構造の逼迫状況と関連して教員処分がどのように発令されたのかの史実を明らかにすることを第二の目的としていた。

３．研究の方法
研究方法としては、1950 年代を基軸とした教育史の史実および研究状況に関する専門的な知見を整理することを第一課題として取り組んだ。その後、具体的な戦後教員処分をめぐる史実の聞き取り調査を実施して、当事者からの証言を踏まえて、史実の確認と整理を行なう方法を採用した。併せて、当該地域（都道府県段階）の史資料を収集し、その分析を行なうことを第二課題とした。この二点を中心に研究を展開した。

４．研究成果
本研究において、1950 年代の教育行政、とりわけ地方教育行政制度の実態と構造を明らかにすることができた。併せて、教育政策動向がどのような政策意志に基づいて実行されたかの実証もできたと考えている。
結論的に言えば、1950 年代は、その前半期に占領下の教員処分体制を基軸に具体的な処分が実行された。しかし同時に教育に係る財政課題を解決するために新たな制度構築が構想され実行されたのである。これが教育委員会制度の改革であり、地方教育行政制度の新たな構築であった。そのことは、教員処分をめぐって従来とは異なる方法の採用を意味したのである。つまり、戦後の教員が教育公務員とされたことに係って、公務員制度における処分構造を前提にした教員処分が実施される体制となったのである。勤務評定の実施はその嚆矢であると指摘できる。
1950 年代の後半期は、この新たな教員処分体制が稼動しつつ、新たな教育財政構造の構築および地方教育行政制度の定着が図られていったと結論できるのである。

５．主な発表論文等
（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計３件）
元井一郎「「教育委員会」と「学校理事会」をめぐる教育政策の基底」（『教育と文化』59号２０１０年所収）
尾﨑公子「脱戦後期における教職員人事管理政策に関わる一考察－分限制度の変遷過程の検討を通して」（公教育計画学会年報『公教育計画研究１』２０１０年７月）
元井一郎「地域主権と教育計画」（公教育計画学会年報第２号『公教育計画研究２』２０１１年６月）

〔学会発表〕（計１件）
日本教育行政学会第４５回大会
「戦後公教育と教員処分体制（1）－１９５０年代の教員処分の実態と構成」
元井一郎　尾﨑公子　住友剛　広瀬義徳
林公一　　池内正史

〔図書〕（計２件）
元井一郎編『１９５０年代教員処分の構成と実態に関する研究報告書』２０１１年３月刊
元井一郎「教育委員会制度の改廃論」（嶺井正也・中村文夫編著『公教育改革への提言』２０１１年５月刊　所収）

〔その他〕
ホームページ等

６．研究組織
(1)研究代表者
元井一郎（四国学院大学文学部・教授）
研究者番号：９０２３９５７５

(2)研究分担者

(3)連携研究者
尾﨑公子（兵庫県立大学環境人間学部・教授）
研究番号：９０３３１６７８

住友剛（京都精華大学人文学部・准教授）
研究者番号：８０３４０５１１

広瀬義徳（関西大学文学部・准教授）
研究者番号：９０３５２８２２